

第3部 地震対策編

第1章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

- ① 防災点検の実施
- ② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布
- ③ 防災教育
- ④ 災害伝承

第2節 自主防災組織の育成と強化

- ① 地域住民の自主防災組織
- ② 施設・事業所等の自主防災組織
- ③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第3節 ボランティア対策

- ① ボランティア意識の啓発
- ② ボランティアの組織化推進
- ③ 災害救援ボランティアの登録
- ④ ボランティア活動の推進

第4節 企業防災の促進

- ① 事業所の取組み
- ② 企業防災の促進のための取組み

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

「自らが判断し安全を確保する」ことを基本に、市民の日常生活における地域や学校等、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた防災思想の啓発活動を通じて、防災意識の高揚を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第1節「防災思想の普及」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成と強化

自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第2節「自主防災組織の育成と強化」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第3節 ボランティア対策

ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第3節「ボランティア対策」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第4節 企業防災の推進

事業所が、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とするための予防対策を行うことを促進する。

●目指すべき目標

各事業所において事業継続計画の策定・運用に取り組む。

●各主体の取組みや役割

① 事業所の取組み

- 事業所は、大規模災害発生時の企業の果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定、防災活動の推進、防災施策の実施への協力等に努める。

事業者

- 大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（Business Continuity Management）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

大規模災害発生時の企業の果たす役割

1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

② 企業防災の促進のための取組み

- 市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

- 企業防災に役立つ情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。
- 市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

行政

企業防災の促進のための取組み

1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

- ① 防災組織の充実
- ② 防災活動拠点網の整備
- ③ 広域応援体制の確立
- ④ 情報体制の確立
- ⑤ 医療救護体制の整備
- ⑥ 行政機関の業務継続体制の整備

第2節 緊急輸送網の整備

- ① 道路交通管理体制の整備
- ② 緊急通行車両の事前届出・確認
- ③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定
- ④ 緊急輸送道路啓開体制の整備

第3節 地震防災訓練の実施

- ① 総合防災訓練
- ② 個別訓練

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、広域応援体制、情報体制、医療救護体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第5項-第1節「防災体制の確立」 参照

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第2節 緊急輸送網の整備

災害時に緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送網の整備を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第5項-第2節「緊急輸送網の整備」 参照

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第3節 地震防災訓練の実施

総合防災訓練をはじめ、想定した災害に基づく種々の個別訓練を実施する。

● 目指すべき目標

地震防災訓練を通して、関係機関との連携強化や防災意識の向上を目指す。

● 各主体の取組みや役割

① 総合防災訓練

- 総合防災訓練を年1回実施する。

地域	・ 総合防災訓練に積極的に参加する。
----	--------------------

事業者	・ 総合防災訓練に積極的に参加する。
-----	--------------------

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定める。 ・ 毎年9月1日（前後の適当な日）に、県、防災関係機関、市民、事業所等の協力のもとに直下型大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。 ・ 市及び防災関係機関は、東海・東南海・南海地震を想定した訓練を行う。 ・ それぞれの地域において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。またこの際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
----	--

※参考資料 「表. 総合防災訓練内容」

② 個別訓練

第2部 一般対策編	：	第1章-第5項-第6節「防災訓練の実施」-第2「個別訓練」
参照		

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

- ① 避難体制の整備
- ② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知
- ③ 行政区域を越えた広域避難の調整

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

- 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
- ② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第3節 防疫予防対策

- ① 防疫体制の確立

- ① 地域における要配慮者対策
- ② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

避難体制、避難場所、避難所及び避難路の整備・周知を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第1節「避難対策」 参照

第3項 民生安定のための備え

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

各地区、施設、家庭において、発災後に必要な食料、飲料水、生活必需品、防災資機材を確保する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第2節「食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保」 参照

第3項 民生安定のための備え

第3節 防疫予防対策

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐため、防疫予防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐことのできる体制づくりを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防疫体制の確立

- 災害時における防疫体制を確立する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 防疫用薬剤及び器具の備蓄について、調達体制の整備に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県の防疫対策本部及び保健所と連携し、災害時における防疫体制を確立する。 防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。また、市内関係業者の協力を得て調達体制を整備する。 県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。 大量の災害廃棄物発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。 広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

※参考資料 「図. 災害時における防疫体制」

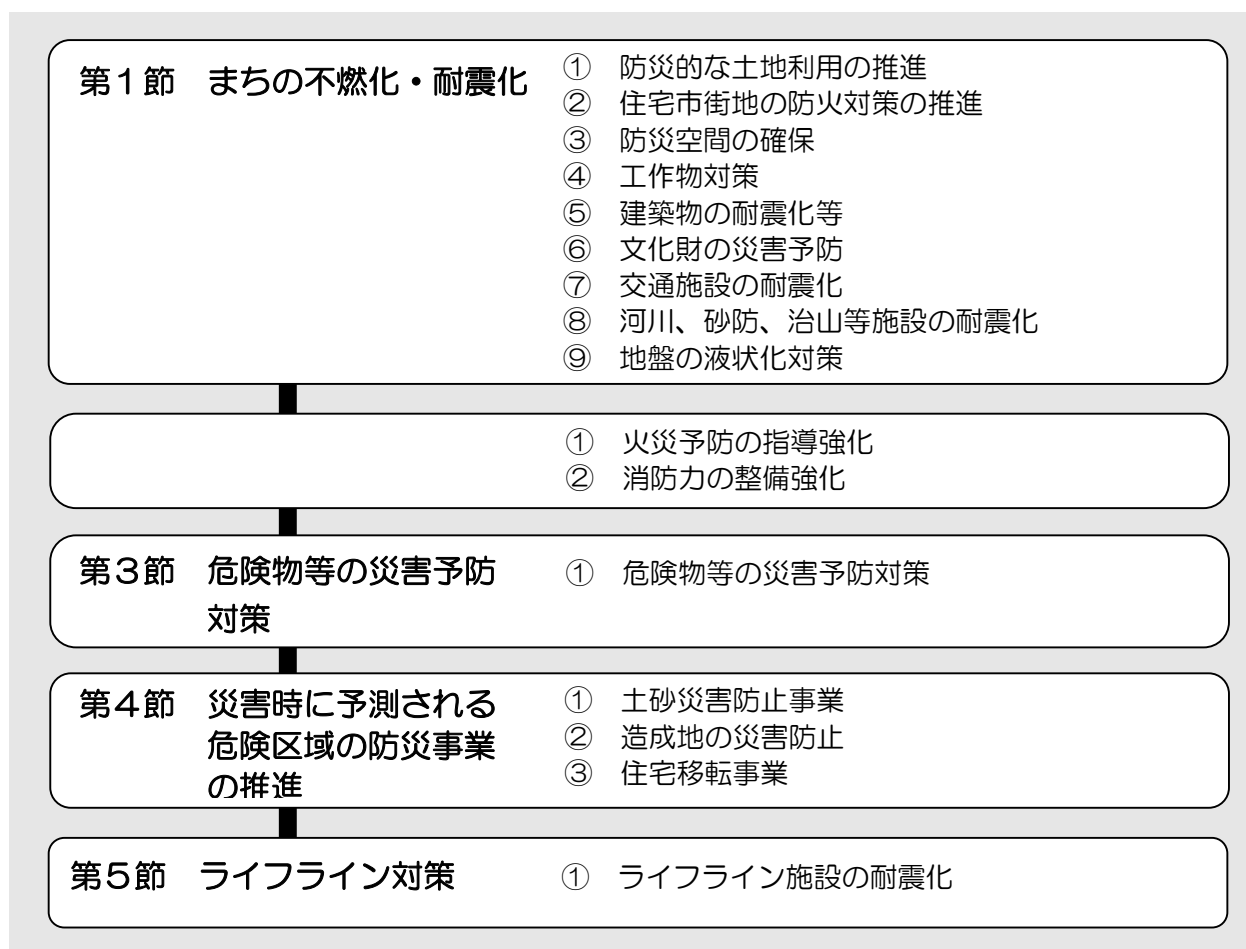
第3項 民生安定のための備え

第4節 要配慮者の安全確保

地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第4節「要配慮者の安全確保」 参照

第4項 地震に強いまちづくり



第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

地震に強いまちをつくるため、防災的な土地利用、まちの不燃化、建築物の耐震化等を行う。

●目指すべき目標

まちの不燃化・耐震化により、地震による被害の最小化「減災」を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防災的な土地利用の推進

- 既成市街地における土地区画整理事業等を推進するとともに、新規開発に伴う指導・誘導を適切に行う。

事業者

- ・ 宅地の新規開発にあたる事業者は、地震に強いまちづくりを十分に考慮する。

行政

- ・ 既成市街地及び周辺地域では、土地区画整理事業等により、老朽木造住宅密集市

街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点につながる道路、公園等の都市基盤施設の整備を進め、安全な市街地の形成を図る。

- 造成地に発生する災害など、新規開発等の事業に際しての災害防止として、都市計画法及び建築基準法において規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工についての指導を行う県に協力する。

② 住宅市街地の防火対策の推進

- 防火・準防火地域の指定、密集住宅市街地等の不燃化、消火活動困難地域の解消、延焼遮断帯の整備、消防水利・防火水槽の整備等により、まちの防火対策を推進する。

事業者

- 住宅等の建築物の防火対策に努める。

行政

- 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図るとともに、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。
- 老朽木造建築物密集市街地の不燃化を促進する。
- 市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止を図る。
- 消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、消防水利・防火水槽等の整備を行う。
- 火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。

③ 防災空間の確保

- 道路・公園・緑地・空き地等を確保しつつ、安全で良好な市街地の形成に向けた市民等によるまちづくり活動を支援し、まちの防災構造化対策を推進する。

地域

- 安全で良好な市街地の形成に向けたまちづくり活動を主体的に行う。

行政

- 道路、公園、緑地、空き地等の整備を推進し、防災空間の確保・拡充及び火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。
- 市民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難場所、避難所、避難路周辺等の建築物の不燃化など、都市整備事業の重層的な整備に努め、まちの防災構造化対策を積極的に推進する。

④ 工作物対策

- 擁壁、ブロック塀、窓ガラス等落下物の安全化に努める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のブロック塀、窓ガラス、外壁タイル等の修繕、補強等の改修を行い、安全化に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修を行い、安全化に努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 道路面にある擁壁について、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 • 建築基準法に基づき県が行う宅地における擁壁、ブロック塀等の安全化指導に協力する。 • 窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、県と連携し、特に補修指導に努める。 • 地震災害の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い屋外広告物について、県と連携し、設置者に対する点検・指導を強める。

⑤ 建築物の耐震化等

- 地震動に対する安全対策として、建築物の耐震化を推進するとともに、災害時の安全性の強化を進め、災害時における被害を最小限にとどめるため、公共建築物及び一般建築物の安全化に努める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 木造住宅の耐震診断、耐震補強を実施する。 • 危険なブロック塀は生垣化を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 不特定多数の者が利用する建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修を実施する。 • 震災時における活動の拠点となる病院、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するため、市民への意識啓発や木造住宅の所有者等への助成を行うとともに、県と連携し、不特定多数の者が利用する建築物の所有者等に対する指導を行う。 • 地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却、ブロック塀の生垣化などの安全対策を推進・啓発する。 • 余震等による二次災害を防止するため、県と連携し、地震による被災建築物の危険度判定を行う。地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。 • 市内の避難場所への避難路や県指定の緊急輸送道路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、受入れ及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の啓発を行う。

※参考資料 「表. 建築物の耐震化等の推進」

⑥ 文化財の災害予防

- 文化財の特性に応じた防火管理体制を整備し、文化財を災害から守る。

行政

- 市域に存在する文化財及びそれらを収容する管理施設について、文化財の特性に応じた防火管理体制（消火設備の整備や警報設備の拡充）の整備の推進を図る。
- 毎年1月26日の文化財防火デーなどを活用し、防火思想の普及啓発、防火訓練の実施など、文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。
- 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

⑦ 交通施設の耐震化

- 道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害軽減のために重要であるため、道路の整備、落石等通行危険箇所対策、道路の一部としての橋梁の架替えや補強等の整備を推進する。

行政

- 地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。
- 落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。
- 橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次、補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

⑧ 河川、砂防、治山等施設の耐震化

- 県等と連携し、河川、砂防、治山等施設の耐震化を図る。

行政

- 河川管理者及び市は、安全と利用の両面を考慮し、河川管理施設の安全性の確保、河川空間の整備、河川管理施設等の整備拡充を図る。
- 地震による土砂災害を防ぐため、県と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。
- 地震による治山のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図る。
- 地滑り防止について、国・県と連携を図りながら推進する。

※参考資料 「表. 河川等の整備拡充」

⑨ 地盤の液状化対策

- 地震に伴う液状化現象について、適切な予防措置及び迅速な安全点検を行う。

行政

- 県及び市は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、市民に対する危険度の周知に努める。
- 県及び市は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など

の把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

- 県及び市は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。
- 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。
- 県及び市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

第4項 地震に強いまちづくり

第2節 火災防止対策

地震時の火災を防止するため、市民等に対する火災予防の指導や消防力の整備を強化する。

●目指すべき目標

地震時の火災による被害を最小限にとどめることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 火災予防の指導強化

- 日頃から火災予防に努めるとともに、初期消火体制の確立を図る。

市民

- 火気使用器具の正しい使用、転倒・落下防止、周囲の整理整頓に努める。
- 初期消火の重要性を理解し、各家庭での消火器・消火用水の準備とその使用方法を習得する。

地域

- 自主防災組織等は、初期消火活動を行えるよう、日頃から周辺の消火栓の位置やその使用方法の習得に努める。

事業者

- 防火対象物の関係者は、防火対象物及び消防設備の耐震性の確保、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置及び整備点検等を行う。

行政

- 地域住民で構成される自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図る。
- 消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。

- 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底を図る。
- 自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、体制を整備して指導を行う。

初期消火についての指導

- 1) 街頭消火器を設置するとともに、その使用方法を指導する。
- 2) 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等を整備するとともに、その使用方法及び組織的消火活動を指導する。

**消防機
関**

- 地震時における火災防止思想の普及を図るための指導、火災予防条例の周知・徹底に努める。

※参考資料 「表. 火災予防に関する指導」

② 消防力の整備強化

- 消防機械器具の増強、消防水利の増強を図るとともに、消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。

行政

- 消防力の充実強化と消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。
- 消防車両、消防団用の施設・機器等を整備する。
- 消防水利の給水能力や断水時の対応を考慮し、消火栓、防火水槽、プール等の人口水利と河川、池等の自然水利をバランスよく配置する。

※参考資料 「表. 消防機械器具の増強」

「表. 消防水利の増強」

第4項 地震に強いまちづくり

第3節 危険物等の災害予防対策

地震時の危険物等による災害を最小限に食い止めるため、災害予防のための措置を行う。

●目指すべき目標

地震時の危険物等による災害を最小限に食い止めることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 危険物等の災害予防対策

- 地震時の危険物や高圧ガス等による災害を最小限に食い止めるため、各関係機関は災害予防のための措置を行う。

市民

- 石油ストーブ、ボイラーを使用している者は、灯油の適正な保管及び取り扱いに努める。

事業者

- 石油ストーブ、ボイラーを使用している者は、灯油の適正な保管及び取り扱いに

努める。

- 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、消防法に基づく安全確認のための定期点検を行うとともに、防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火剤の備蓄等を行う。
- 岐阜県高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。
- 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施、応急措置等についての保安教育、緊急連絡体制の整備及び緊急対応マニュアル策定、防災協定などによる地域応援体制の確立、防災訓練の実施など、自主保安体制の確立に努める。
- 液化石油ガスの販売事業者は、一般家庭など液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進する。また、簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置を促進する。さらに、災害発生時の緊急対応体制を整備する。
- 火薬類施設管理者は、応急措置等についての保安教育、地震防災訓練の実施、災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策等の措置を行う。
- 毒物及び劇物取扱事業者は、事故時の通報体制の確立、転倒防止対策等施設の整備点検、事故拡大防止及び被災防止体制の確立、消火・吸着剤・化学処理剤等の整備、地震防災教育及び訓練の実施等の措置を行う。

行政

- 地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、消防法に基づき危険物施設の立入検査・保安検査、規制の徹底、耐震性の確保、予防規程の作成指導等を行う。
- 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

消防機関

- 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取り扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導を行う。

第4項 地震に強いまちづくり

第4節 災害時に予測される危険区域の防災事業の推進

土砂災害防止事業、造成地の災害防止、住宅移転事業等により、災害危険区域の減災に努める。

●目指すべき目標

災害時に予測される危険区域の減災を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 土砂災害防止事業

- 土砂災害危険箇所を把握し、土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所を確認する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行う。 土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を行う。 <p>砂防</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流による被害が大きいと予想される人家密集地区及び市街化の進展の著しい地区に係る渓流を重点に迅速な情報提供に努める。 <p>急傾斜地</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊防止工事を土地所有者等が施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、工事の施工により多数の居住者等の安全を確保できる区域について、被害予想家屋数、危険度、経済効果等を勘案のうえ、緊急度の高いものから工事を推進する。 <p>総合的な土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所を図面に表示したハザードマップを作成し、市民へ配布するとともに、土砂災害危険箇所の標識の設置を行い、市民に周知を図る。

② 造成地の災害防止

- 市及び関係機関は、造成地の災害防止に努める。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 土地造成業者は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想される傾斜地において土地造成を行う場合、安全を確保する。 既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜地における土地造成の防災対策を指導する県に協力する。

③ 住宅移転事業

- 防災のための集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する際は、市民の協力を得て行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 防災のための集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業に該当する市民は、住宅移転の協力を努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険区域のうち、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の実施を図るものとし、移転者に対しては移転住宅の取得や賃借、移転費用の助成等の支援を行う。 県建築基準条例で指定した「災害危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で、移転を必要とするものについては、がけ地

近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、市民の積極的な協力を得るよう努める。

第4項 地震に強いまちづくり

第5節 ライフライン対策

電気、ガス、水道、通信、鉄道施設の耐震化等を進め、被災した場合の二次災害を防止する。

●目指すべき目標

災害時における被害を最小限に食い止め、市民の生活への影響を少なくすることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① ライフライン施設の耐震化

- 地震により、ライフライン施設の故障等が起こり、市民の生活に大きな影響を及ぼすため、関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限に食い止めるための対策を講じる。

事業者

- 電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があるため、情報連絡体制の整備、災害応急対策要員の確保、必要な資機材の備蓄、調達体制等の整備を行う。また、災害復旧の迅速化を図り、広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本とし、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。
- LPガス取扱事業者は、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等を行う。
- 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となり、また、市民に混乱を起こすおそれがあるため、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等を行う。
- 樽見鉄道株式会社は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設、設備の耐震性の確保及び防災資機材の整備点検及び要員の確保を行う。

行政

- 市民の生活の根幹をなす電線、水道等のライフライン施設の災害による被害を最小限に食い止めるため、県や関連事業者と連携して整備を推進する。
- 道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等について推進する。
- 水道施設の災害時における被害を最小限に食い止め、災害時の飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、水源の多系統化、水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能の強化に努める。
- 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

- ① 応急活動体制
- ② 職員の動員配備

第2節 災害応援要請

- ① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法
- ② 自衛隊の災害派遣活動
- ③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等
- ④ 相互応援協定に基づく応援要請
- ⑤ 市町村相互の応援要請
- ⑥ 自主防災組織との協力体制
- ⑦ 他機関に対する応援要請
- ⑧ 応急措置の代行

第3節 地震災害情報の収集・伝達

- ① 地震情報の収集・伝達
- ② 被害情報等の収集・伝達

第4節 通信の確保

- ① 情報管理体制の確立
- ② 情報連絡手段の確保

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

災害の規模に応じた応急活動体制及び職員等の動員計画を整備する。

●目指すべき目標

防災活動体制が整備され、職員や消防団員等がきちんと把握する。

●各主体の取組みや役割

① 応急活動体制

- 災害対策体制の確立及び本計画の整備を行う。

市民

- 応急手当の訓練や災害救助訓練に定期的に参加する。

行政

- 市域及び市域周辺に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に初動体制がとれるよう、災害対策本部の設置など災害対策体制を確立する。
- 被害状況の把握、応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害の特殊性に十分配慮のうえ、本計画の整備を行う。

- 特に、混乱が予想される被災直後の初動体制について検討し、突発的な災害発生時における緊急行動基準等の体制を整え、初期の応急活動を実施する。
- 地震災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材の保持、技術研修を推進する。
- 市民の希望者や職員に対する応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的実施し、初動能力の向上と保持を図る。
- 市民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒本部体制（災害対策本部設置前の活動体制）を早急に確立して災害応急対策に着手する。なお本部は原則として本庁舎へ設置する。
- 市域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「本巢市災害対策本部条例」により、市長を本部長として、災害対策本部を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進する。

※参考資料 「表. 震災体制の基準」
「表. 気象庁震度階級関連解説表」
「表. 災害準備・警戒本部体制（準備・警戒体制）」
「表. 災害対策本部の設置」
「表. 災害対策本部の業務の概要」

② 職員の動員配備

- 職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備する。

行政

- 災害応急対策を迅速的確に実施するため、職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備し、必要に応じて警察官等関係機関職員の出動を要請する。
- 出動決定後は、保有する情報・連絡手段を活用し、速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

※参考資料 「表. 職員の動員の伝達系統及び方法」
「表. 職員の動員配備」

第1項 応急体制

第2節 災害応援要請

自衛隊、県内の市町村、自主防災組織、応援協定を締結している機関等との協力体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第1項-第2節「災害応援要請」 参照

第1項 応急体制

第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震災害情報の収集・伝達の体制を整備する。

●目指すべき目標

地震災害情報への対応体制が整備され、地震発生時は情報を迅速に収集し、関係機関及び市民等にきちんと伝達する。

●各主体の取組みや役割

① 地震情報の収集・伝達

- 震度速報、地震に関する情報、その他震災に関する情報の収集及び伝達を行う。

行政

- 震災時において、防災関係機関が防災対策の初動対応及び震災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、地震に関する情報、その他震災に関する情報の収集及び伝達を行う。
- 地震に関する情報の発表基準は以下の通りである。

発表基準

 - 1) 県内で震度1以上を観測したとき。
 - 2) その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。
- 岐阜地方気象台は、発表基準により「震度速報」以外の情報を気象等注意報・情報伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。
- 地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。
- 気象庁からの緊急地震速報は、防災行政無線により市民等に伝達する。
- 県は、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。
- 震度情報ネットワークシステムにより得られた県内全体の震度情報等を活用し、速やかな災害対策をとる。

※参考資料 「表. 地震に関する情報の種類と内容」
「図. 地震・震度情報の伝達系統図」

② 被害情報等の収集・伝達

- 災害発生後、速やかに被害情報の収集・伝達を行う。

行政

- 「情報センター」を設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。
- 災害発生直後において、地震規模等の早期把握のため関係機関等より情報を収集し、被害規模の把握を行う。また、一般被害情報等の収集・把握を行い、必要に応じて県に連絡する。

- 概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を図る。

※参考資料

「表. 被害情報の収集・把握」

「図. 被害情報等の報告ルート」

「表. 総務省消防庁連絡先」

「表. 被害調査の担当班」

第1項 応急体制

第4節 通信の確保

情報管理体制の確立及び情報連絡手段の確保を行い、情報を収集・伝達する。

第2部 一般対策編 : 第2章—第1項—第4節「通信の確保」 参照

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

- ① 要避難の把握・判断
- ② 避難の勧告・指示の実施
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 避難の誘導等
- ⑤ 避難所の開設、運営
- ⑥ 行政区域を越えた広域避難等

第2節 消防対策

- ① 出火、延焼の防止
- ② 危険物施設における災害拡大防止措置
- ③ 負傷者等の救出及び救急

第3節 水防対策

- ① 水防体制の確立
- ② 河川出水・浸水被害の拡大防止

第4節 警備対策

第5節 緊急輸送・交通規制 対策

- ① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保
- ② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保
- ③ 交通規制の実施
- ④ 緊急通行車両の確認等
- ⑤ 発見者の通報と運転者の措置
- ⑥ 道路啓開
- ⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保

第6節 医療救護体制の整備

- ① 緊急医療の実施
- ② 医薬品・医療用資器材等の調達
- ③ 傷病者等の搬送
- ④ 医療救護活動状況の把握
- ⑤ 保健活動とメンタルケア

第7節 遺体の捜索、取り扱い 及び埋・火葬

- ① 遺体の捜索
- ② 遺体の取り扱い
- ③ 遺体の埋・火葬

第8節 ライフライン施設の 応急対策

- ① 水道施設応急復旧体制
- ② 電力施設応急復旧体制
- ③ ガス施設応急復旧体制
- ④ 電気通信設備応急復旧体制
- ⑤ 危険物等取扱施設の応急対策
- ⑥ 鉄道施設の応急対策

第9節 公共施設の応急対策

- ① 社会公共施設の応急対策
- ② 建築物の応急対策
- ③ 河川砂防及び治山施設等の応急対策

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

要避難の把握・判断から避難所の設置・運営までの避難対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生後の各段階における避難対策がきちんと整備され、災害発生時に迅速かつ安全に避難する。

●各主体の取組みや役割

① 要避難の把握・判断

- 避難を要する地域の実態の早期把握を行い、避難対策の必要性を判断する。

市民

- 地震等により二次災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合には、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。

行政

- 市長は、避難措置実施の第一次責任者として、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるとともに、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、迅速・確実な避難対策に着手する。
- 地域の実態把握及び避難対策については、警察官、知事及び自衛官等の協力への求を求める。
- 必要に応じて、避難勧告等の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機関及び県に助言を求める。
- 発生した災害の状況により、避難対策の要否を判断する。

② 避難の勧告・指示の実施

- 市民及び関係機関に対して、避難の勧告・指示を実施する。

市民等

- 避難の勧告・指示が出た場合は、迅速に避難行動に移る。

行政

- 市長（本部長）は、著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。
- 市民及び関係機関への避難勧告等の周知を徹底する。
- 関係機関相互の通知及び連絡を徹底する。
- 避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

※参考資料

「表. 避難勧告等の基準」

「表. 避難の勧告・指示権者及び時期」

「表. 避難の勧告・指示の区分」

「表. 市民への周知徹底の方法、内容」

「表. 関係機関相互の通知及び連絡」

③ 警戒区域の設定

- 警戒区域の設定を行い、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域に設定された市民等は、迅速にその内容に従う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市長は警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定を行う。なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。 災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。 警戒区域の設定は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。設定した警戒区域でどのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であり、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意する。 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

※参考資料 「表. 警戒区域の設定権者」
「表. 警戒区域の設定」

④ 避難の誘導等

- 市及び地域等は避難誘導を行うとともに、市民等は自主避難を実施する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地震等により二次災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合には、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、避難活動を実施する。 市等と協力して、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 企業、放送事業者、防災関係機関等は、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。
学校・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び社会福祉施設等の児童・生徒等及び入園者等を集団避難させる必要があるときは、保護者、教諭がそれぞれの施設の避難対策を把握して行動する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 避難立退きの際は避難誘導を行い、市民等が安全に避難できるように努める。 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

※参考資料 「表. 自主防災組織による避難活動」
「表. 学校、社会福祉施設等における避難対策」

「表. 避難誘導の実施」

⑤ 避難所の開設、運営

- 避難所の開設及び運営管理を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要がある地域の住民は、速やかに指定された避難所へ避難を行う。
地域・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等は、市と連携しながら開設された避難所の運営を行う。 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。
行政	<p>避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に受入れし、保護するため必要と認められるときは指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図るとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 各地域に福祉避難所を指定する。 県及び市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 <p>避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営はあらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各避難所の適切な運営管理を行う。 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める 避難所の開設が長期化する見通しの場合は、プレイバシーの確保や保健・衛生対策等に留意して運営を行う。また必要に応じ、避難所における家庭動物のための

スペースの確保に努める。

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- それぞれの避難所に受入れされている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
- やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

帰宅困難者対策

- 帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

※参考資料 「表. 避難所の開設」
「表. 避難所の運営」

⑥ 行政区域を越えた広域避難等

- 大規模広域災害時必要に応じて広域避難等を行う。

行政

広域避難の支援要請

- 県及び市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

広域一時滞在

- 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 県及び市が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、国が、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、国は、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など市からの要求を待たないときは、市の要求を待たないで、県及び市に代わって広域一時滞在のための

協議を行う。

- 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2項 緊急活動

第2節 消防対策

出火等、延焼の防止対策から負傷者等の救出・救急活動までの消防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に消防活動を行うことができるように、災害発生後の各段階における消防対策をきちんと整備する。

●各主体の取組みや役割

① 出火、延焼の防止

- 市民、地域の自主防災組織、事業者、市、消防機関等が協力し、出火及び延焼の防止に努める。

市民

- 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。

地域

- 自主防災組織は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。
- 道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火活動が行えるように訓練を行う。

初期消火の要領

- 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- 消火班の出動による消火栓等を使用しての初期消火活動や、水利の確認等を行う。
- 消防部隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

事業者等

- 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。
- 事業者、危険物施設等の自衛消防組織等は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。

行政

- 出火等を防止するため、居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。
- 県及び市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第44条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

※参考資料 「表. 出火等の防止のための広報事項」

② 危険物施設における災害拡大防止措置

- 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、防止措置を講ずる。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> • 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設の異常を早期に発見するために、点検を実施する。 2) 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏洩防止の措置をし、引火・発火等を防ぐため冷却等の安全措置を講ずる。 3) 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときは、市、消防、警察に通報するとともに、付近の住民に避難の周知を図る。 4) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。 </div>
------	--

③ 負傷者等の救出及び救急

- 救出を必要とする者に対して速やかに救出活動を行い、負傷者については医療機関又は応急救護所へ搬送する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力する。
----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 罹災者の救出は、総務班が担当し、直接の実施は消防団等奉仕労力が消防機関、県警察及び自衛隊と協力して行う。 • 相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。 <p>救出活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行う。 • 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。 • 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。 <p>救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 消防機関は、救出した傷病者に対して必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行う。 • 道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。
----	--

第2項 緊急活動

第3節 水防対策

水防体制を確立するとともに、河川出水・浸水被害の拡大防止対策を講ずる

● 目指すべき目標

水防体制を確立し、河川出水・浸水被害の拡大防止対策が行われることにより、被害を最小限に食い止めることを目指す。

● 各主体の取組みや役割

① 水防体制の確立

- 「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に基づいて、水防組織を確立する。

行政

- 河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に定めた方法により確立する。

② 河川出水・浸水被害の拡大防止

- 市及び地域が協力して、水防情報の受信・伝達や、河川等の管理を行う。

行政

- 河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、市域における水害発生の際に情報を収集し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、洪水の発生等の可能性などに注意する。
- 河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合もしくは地震発生後、さらに洪水の来襲が想定される場合など、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
- 放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
- 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。
- 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援を行う。

第2項 緊急活動

第4節 警備対策

市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第7節「警備対策」 参照

第2項 緊急活動

第5節 緊急輸送・交通規制対策

市民及び関係機関等の協力により、緊急輸送や交通規制等を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第8節「緊急輸送・交通規制対策」 参照

第2項 緊急活動

第6節 医療救護体制の整備

災害発生後及び避難所生活時において、被災者への医療救護活動に努める。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第9節「医療救護体制の整備」 参照

第2項 緊急活動

第7節 遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬

警察等と連携し、遺体の搜索、検死及び検案、収容及び埋・火葬を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第10節「遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬」
参照

第2項 緊急活動

第8節 ライフライン施設の応急対策

被害を受けたライフライン施設について、関連事業者等と連携して応急復旧対策を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第11節「ライフライン施設の応急対策」
参照

第2項 緊急活動

第9節 公共施設の応急対策

社会公共施設や河川砂防及び治山施設等の公共施設の応急対策を行う。

● 目指すべき目標

公共施設の応急対策が速やかに行われ、市民の安全や生活、社会・経済活動が確保される。

● 各主体の取組みや役割

① 社会公共施設の応急対策

- 管理者は公共施設の使用の可否を判断し、必要な場合は早急に補修又は補強を実施する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設管理者は、患者の生命保護を最重点におき、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を行う。 被害のない医療施設等は、被害の大きい医療施設等に人的物的支援を行う。 事前対策として、各施設管理者は、施設の被害情報の収集・伝達体制の整備を行う。
-----	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 避難所として使用する公共建築物の応急危険度を判定し、その建築物の使用の可否を判断する。 県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。 災害時において、被害のない医療施設等に連絡して、人的物的応援を要請する。 <p>社会福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導する。 県等と連携をとりながら施設の早期復旧に協力する。
----	---

② 建築物の応急対策

- 建築物の応急危険度判定、被災度区分判定を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策活動に必要な施設については、県が応急危険度判定を実施した後に、所有者が建築構造技術者に依頼し、恒久復旧の可否を判定する目的で被災度区分判定を行う。 県が策定する「実施本部業務マニュアル」に基づき、建築構造技術者が被災建築物に立入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷の状況等について調査し、被災度の区分判定を行うことに協力する。
-----	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県は、応急危険度判定を「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」及び「震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に基づいて実施し、市は協力する。 震災時に迅速な活動を行うためには、平素から震災予防と災害時の応急対策に備
----	---

えた体制づくりが必要である。

- 震災時の応急対策としては、被災建物の応急補修・復旧の体制づくり、労務・資材の確保及び備蓄、各業界の役割等体制の整備を行う必要がある。

③ 河川砂防及び治山施設等の応急対策

- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。

行政

- 災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、県や国と連携して、災害の速やかな復旧を図る。
- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。
- 特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧を行う。

※参考資料 「表. 河川砂防及び治山施設等の応急対策」

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

第2節 災害救助法の適用

- ① 災害救助法の実施機関
- ② 災害救助法の適用基準と手続き
- ③ 災害救助法の実施方法等
- ④ 住宅の被害認定

第3節 被災者救援対策

- ① 給水
- ② 食料供給
- ③ 生活必需物資の供給

第4節 応急教育対策

- ① 児童生徒の安全確保
- ② 応急教育の実施
- ③ 生徒等に対する援助
- ④ 文化財の保護

第5節 要配慮者対策

- ① 要配慮者に対する対策
- ② 社会福祉施設等に係る対策
- ③ 高齢者及び障がい者に係る対策
- ④ 児童に係る対策
- ⑤ 観光客及び外国人に係る対策

第6節 保健衛生対策

- I. 清掃
 - ① ごみ処理
 - ② し尿処理
 - ③ 産業廃棄物処理
 - ④ 廃棄物処理機能確保及び復旧
 - ⑤ 応援体制の確保
 - ⑥ 災害廃棄物処理計画
- II. 防疫・食品衛生
 - ① 防疫活動
 - ② 食品衛生
 - ③ 環境衛生
- III. 保健活動・精神保健
 - ① 保健活動
 - ② 精神保健
- IV. 愛玩動物等の救護

第7節 ボランティア対策

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

市が保有する媒体を活用して、市民への災害情報の広報を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第1節「災害広報」 参照

第3項 民生安定活動

第2節 災害救助法の適用

災害救助法を適用し、適切な指示及び処理のもと救助活動を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第2節「災害救助法の適用」 参照

第3項 民生安定活動

第3節 被災者救援対策

被災者に対して、水、食料、生活必需物資の確保及び供給を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第3節「被災者救援対策」 参照

第3項 民生安定活動

第4節 応急教育対策

児童生徒の安全確保を最優先とし、災害時、復旧時の対応を行う。また、文化財の保護についても応急教育対策として実施する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第4節「応急教育対策」 参照

第3項 民生安定活動

第5節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、児童、観光客及び外国人等を要配慮者として捉え、それぞれに的確な支援を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第5節「要配慮者対策」 参照

第3項 民生安定活動

第6節 保健衛生対策

避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つ。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第6節「保健衛生対策」 参照

第3項 民生安定活動

第7節 ボランティア対策

災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第7節「ボランティア対策」 参照

第3章 地震災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

- ① 災害復旧事業計画の作成
- ② 災害復旧事業の実施

第3節 復興計画

- ① 復興計画の作成
- ② 復興対策・防災対策の実施
- ③ 復興計画マニュアルの作成

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第1節「復旧・復興体制の整備」参照

第1項 復旧・復興計画

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

被災地の復旧にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して速やかに行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第2節「公共施設及び公共事業等の災害復旧」参照

第1項 復旧・復興計画

第3節 復興計画

被災地の復興にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第3節「復興計画」参照

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

- ① 生活相談
- ② 個人被災者への資金援助等
- ③ 租税の減免措置等
- ④ 職業のあっせん
- ⑤ 生活保護制度の活用
- ⑥ 障がい者及び児童に係る対策
- ⑦ 応急仮設住宅の建設
- ⑧ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

第2節 被災中小企業、農林業の振興

- ① 被災中小企業の振興
- ② 農林業関係者への融資

第3節 義援金の募集、受付、配分

- ① 義援金品の募集
- ② 義援物資の受入・配分
- ③ 義援金の受入・配分

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

被災者の生活を確保するため、生活相談、資金援助、職業のあっせん、応急仮設住宅の建設等を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第1節「被災者の生活確保」 参照

第2項 財政援助等

第2節 被災中小企業、農林業の振興

中小企業、農林業の被害状況を把握し、再建に必要な支援を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第2節「被災中小企業、農林業の振興」 参照

第2項 財政援助等

第3節 義援金の募集、受付、配分

義援金品の募集、受付、配分を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第3節「義援金の募集、受付、配分」 参照

第4章 東海地震に関する事前対策 及び南海トラフ地震防災対策推進計画

第1項 東海地震に関する事前対策

第1節 東海地震に関する

- ① 東海地震に関する事前対策の目的
- ② 東海地震に関する事前対策の体系

第2節 東海地震注意情 報発表時及び警

- ① 地震災害警戒本部
- ② 動員体制
- ③ 防災関係機関等協力体制
- ④ 警戒宣言・地震予知情報等の伝達
- ⑤ 広報対策
- ⑥ 事前避難対策
- ⑦ 消防・水防対策
- ⑧ 警備対策
- ⑨ 交通対策
- ⑩ 緊急輸送対策
- ⑪ 物資等の確保対策
- ⑫ 保健衛生対策
- ⑬ 生活関連施設対策
- ⑭ 公共施設対策

第1項 東海地震に関する事前対策

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

東海地震に関する事前対策の目的と体系を示す。

① 東海地震に関する事前対策の目的

- この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第9条の規定に基づき、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。
- 岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、本巣市は、東海地震が発生した場合、震度6以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- 本市が震度6以下の地震であっても、市地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるため、本市は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減を図るために実施する措置について予め定めるものとし、東海地震観測情報（以下「観測情報」という。）、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）、東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表されたとき、又は大規模な地震に直結しないと判定されるまでの間において実施する準備措置についても併せて定めるものとする。

② 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

	観測情報 発表	注意情報 発表	予知情報発表 等の発令	警戒本部の設置	発災 後
県	情報収集や 連絡体制の 強化	学校児童生 徒の帰宅、 旅行自粛の 呼びかけ、 消防・救急・ 医療関係者 らの派遣準 備や物資の 点検	県知事 警戒宣言 通 知	県地震災害警戒本部の設置 (地震防災強化計画に基づく 対策実施)	災害対策基本法の規定に基づく処置の実施
本巢市	情報収集や 連絡体制の 強化	学校児童生 徒の帰宅、 旅行自粛の 呼びかけ、 消防・救急・ 医療関係者 らの派遣準 備や物資の 点検	市長 〔本巢市地震災 害警戒本部の 設置〕	本巢市地震災害警戒本部の 設置 (地震防災強化計画に基づく 対策実施)	
市民等	防災準備	防災準備、 帰宅、旅行・ 出張等の自 粛	市民等	(地震防災応急計画に基づく 措置実施)	

- 本計画は警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、予知情報が発せられた時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 本章で定められていない事項について、東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本地域防災計画の地震対策編一第1章及び第2章で対処する。

第1項 東海地震に関する事前対策

第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策

本市及び防災関係機関等は、東海地震予知情報が発表され、さらに警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策を実施する。

① 地震災害警戒本部

- 予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合、警戒宣言発令対策を実施する。
- 注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備行動を実施するものとする。
- 予知情報（警戒宣言発令）が発せられてから、大規模地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合も含め比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。
- 自治会、自主防災組織は、警戒宣言が発せられたときは、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

※参考資料 「表. 東海地震の予知に係る対策」
「図. 職員の配備」

② 動員体制

- 注意情報発表時及び警戒宣言時における各課等への情報の伝達及び動員を、迅速かつ的確に実施する。
- 職員の動員については、地震対策編一第2章一第1項一第1節「防災活動体制の整備」に定めるところによる。

※参考資料 「図. 注意情報及び警戒宣言の伝達」

③ 防災関係機関等協力体制

- 防災関係機関等は、東海地震の予知に係る対策を実施する上で、他機関の応援を求める必要が生じた場合は、知事に対し応援を要請もしくはあつせんを依頼し、協力を得るものとする。
- 地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、市長は、県警戒本部長に要請の依頼を行うものとする。
- 要請方法は地震対策編一第2章一第1項一第2節「災害応援要請」に定めるところによる。

④ 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

- 地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び市民等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。
- 「東海地震予知情報」・「東海地震注意情報」・「東海地震観測情報」に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒宣言発令についての情報を伝達する。

- 本市に伝達されてからの庁内における経路は、地震対策編—第2章—第1項—第1節「防災活動体制の整備」に定めるところによる。

※参考資料 「図. 地震予知情報等の伝達」

⑤ 広報対策

- 市及び関係防災機関等は、警戒宣言が発せられたときは、社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、市民に密接に関連のある事項に重点をおき、正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報を行う。
- 広報の内容、方法については、地震対策編—第2章—第3項—第1節「災害広報」に定めるところによる。

※参考資料 「表. 広報の内容」

⑥ 事前避難対策

- 市は、警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えて予め指定された避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の勧告、指示の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。
- 避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。

※参考資料 「表. 事前避難対策」

⑦ 消防・水防対策

- 消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合に市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震対策編—第2章—第2項—第2節「消防対策」に基づき、消防対策活動を実施するとともに、地震対策編—第2章—第2項—第3節「水防対策」に基づき浸水対策活動も併せて実施する。

※参考資料 「表. 消防・水防対策」

⑧ 警備対策

- 県警察及び市は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、判定会が招集された旨の通報を受けた場合は、早期に緊急体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

※参考資料 「表. 警備対策」

⑨ 交通対策

- 警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、市及び県公安委員会は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るもの

する。

※参考資料 「表. 交通対策」

⑩ 緊急輸送対策

- 緊急輸送は必要最小限にくい止めるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

※参考資料 「表. 緊急輸送対策」

⑪ 物資等の確保対策

- 市は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後のり災者の救助に必要な物資等を確保する体制の整備を図る。

※参考資料 「表. 物資等の確保対策」

⑫ 保健衛生対策

- 市は、警戒宣言が発せられた場合は、医療関係機関の協力のもとに不測の事態に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を実施するために必要な体制を整えるものとする。

※参考資料 「表. 保健衛生対策」

⑬ 生活関連施設対策

- 水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

※参考資料 「表. 生活関連施設対策」

⑭ 公共施設対策

- 公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

※参考資料 「表. 公共施設対策」

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的と大	① 計画の目的 ② 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
第2節 関係者との連携	① 資機材、人員等の配備手配 ② 他機関に対する応援要請 ③ 帰宅困難者への対応
第3節 整備計画等	① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計 ② 防災訓練計画 ③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
第4節 臨時情報発表時	① 基本方針 ② 防災対応をとるべき期間 ③ 市の体制 ④ 地震臨時情報の伝達

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的と大綱

南海トラフ地震防災対策推進計画の目的と大綱を示す。

① 計画の目的

- この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

② 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

- 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1部—第2章—第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 関係者との連携協力の確保

地震発生時の資機材、人員等の配備手配、他機関に対する応援要請について定める。

① 資機材、人員等の配備手配

物資等の調達手配

- 地震発生後に行う、災害応急対策に必要な物資、資機材の確保ができるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。
- 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を県に要請することができる。

人員の配置

- 市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本巢市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
- 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

② 他機関に対する応援要請

- 市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることにに関して応援協定を締結し、必要があるときは、協定に従い応援を要請する。

※参考資料 「表. 応援協定締結機関」

③ 帰宅困難者への対応

- 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 観光地など帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の
- 検討を進める。

第3節 整備計画等

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、防災訓練計画、地震防災上必要な教育及び広報に関する計画について定める。

① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する事業については、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成する。

※参考資料 「表. 施設等整備の内容」

② 防災訓練計画

- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

※参考資料 「表. 防災訓練の内容」

③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市職員に対する教育

- 地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、必要な防災教育を行う。
- 防災教育は、各部、各課及び各機関ごとに行う。

地域住民等に対する教育

- 市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。
- 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行う。
- 印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

相談窓口の設置

- 県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の基本指針を示す。

① 基本指針

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

市民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

市民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

※参考資料 「表. 防災対応の内容」

※参考資料 「表. 南海トラフ地震臨時情報の種類」

※南海トラフ地震臨時情報 資料編

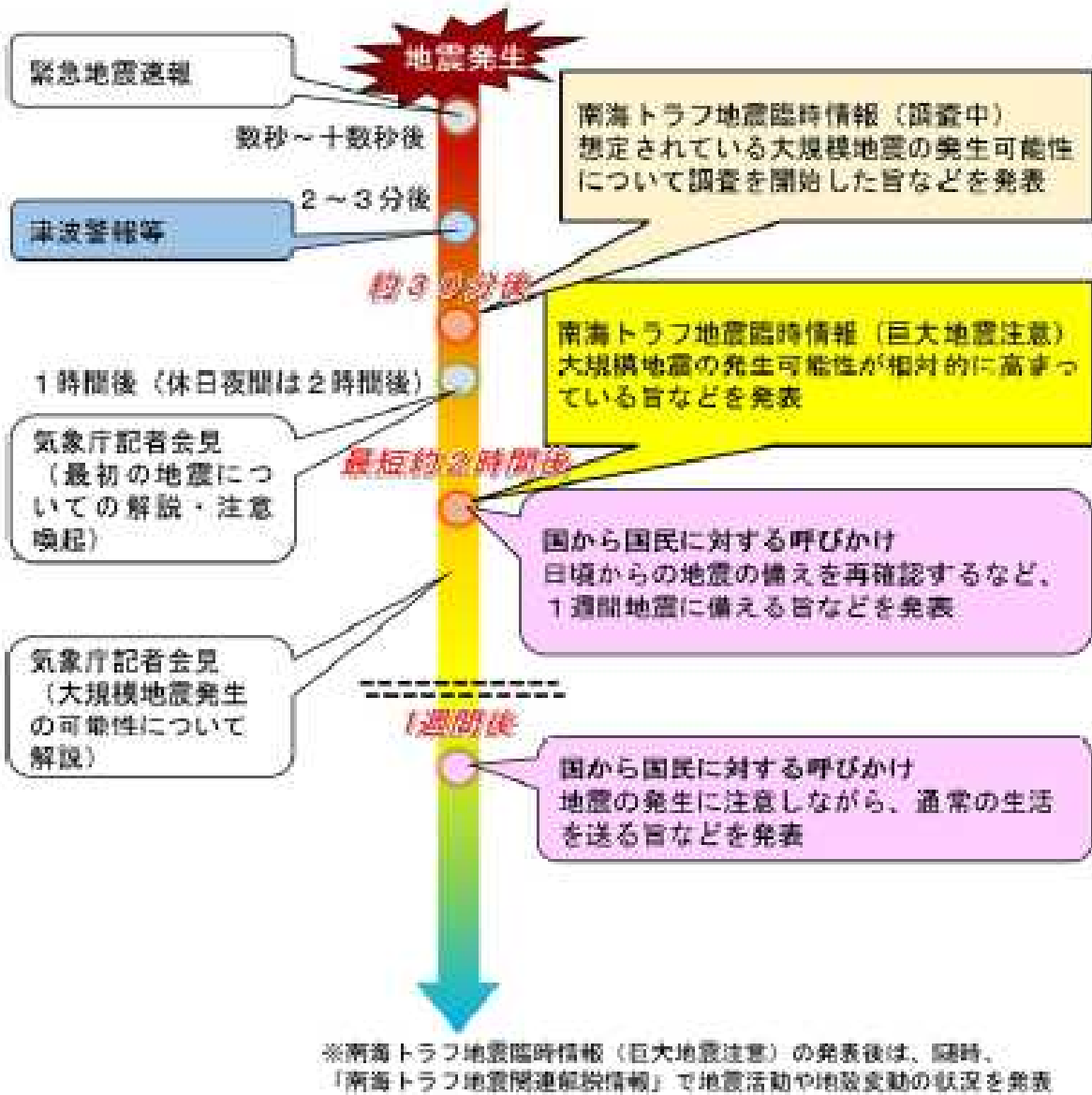
② 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内におけるプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

※参考資料 「表. 防災対応の流れ」

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（出典：国ガイドライン）

③ 市の体制

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。市災害対策本部の組織、運営については、あらかじめ定めておくものとする。

※参考資料 「表. 市の体制」

④ 地震臨時情報の伝達

市は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、

ホームページ、SNS 等多様化に努め、南海トラフ地震臨時情報の正確かつ迅速な伝達に努める。高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保し、外国人に対しては、ホームページや SNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

市民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的に取るべき行動をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。さらに、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ対応窓口を整備するものとする。

※参考資料 「表. 具体的に取るべき行動